

1. 件名:公益財団法人核物質管理センターの保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和2年12月9日(水)10:00~12:00

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、堀内安全審査官、真田係長

公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター東海検査部長 他2名

六ヶ所保障措置センター安全管理課長 他1名

5. 要旨

(1)公益財団法人核物質管理センター(以下「NMCC」という。)から、令和2年9月28日付けで申請のあった東海保障措置センター及び六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書について、資料に基づき説明を受けた。原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

○保安教育の内容について、見直しの頻度が確認できないことから、当該内容を明確にすること。(六ヶ所保障措置センター)

○地震、火災等の発生時に講ずべき措置について、当該の記載が確認できないことから明確にすること。(東海保障措置センター)

○品質マネジメントシステムに基づく保安活動について、個別業務に関する計画の策定及び実施等を行う主体が明確となっていないため明確にすること。(東海保障措置センター、六ヶ所保障措置センター)

○品質目標を達成するための計画に含める事項として、必要な資源、責任者、結果の評価方法等があるが、当該の記載が確認できないことから、保安活動の実施状況に応じて、その内容を明確にすること。(東海保障措置センター、六ヶ所保障措置センター)

(2)NMCCから、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・保安規定の審査基準と保安規定との比較表
- ・品管規則及び同規則解釈との保安規定比較表
- ・保安措置ガイドと保安規定の比較表
- ・保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との対比表

以上